

楽天ターゲティングクーポン(法人)サービス約款

第1条(約款の適用)

楽天ターゲティングクーポン(法人)サービス約款(以下「本約款」という)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供する「楽天ターゲティングクーポン(法人)」(以下「本サービス」といい、詳細は第2条第1項に定める)の利用を希望し、当社がこれを承諾した者(以下「契約者」という)と当社との間に適用される契約条件を定めることを目的とする。なお、本サービスの利用にかかる取引を行うにあたり、当社及び契約者は、本約款に基づく契約(以下「本契約」という)を締結する。

第2条(本契約の締結及び成立)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、本サービスの利用に先立ち、当社所定の申込書又は申込画面等(以下併せて「申込書等」という)に必要な事項を記入し、当社所定の手続きに従って、当社に申込書等を提出又は送信(以下併せて「提出」という)するものとする。かかる申込書等の提出をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされるものとする。なお、申込書等の提出にあたって、契約者は、自己の事業に必要な許認可等を取得していることを表明し、保証するものとする。
2. 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、利用希望者による本サービスの利用の可否について当社所定の審査基準に従って審査する。なお、利用希望者が以下の各号に該当する場合、利用希望者は本サービスを利用できず、この場合、当社は、遅滞なく利用希望者に対しその旨を通知する。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由及び本サービスを利用することができない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとする。
 - (1) 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、利用希望者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) 申込書等の内容に虚偽記載があると当社が判断した場合
 - (3) 事業に必要な許認可を取得していない場合
 - (4) 利用希望者による本サービスの利用が当社の社会的信用を傷つけるおそれがあると当社が判断した場合
 - (5) 利用希望者が、暴力団関係者その他反社会的団体に属する者に相当する者又はこれらの者と関係性があると当社が判断した場合
 - (6) その他、当社が利用希望者による本サービスの利用が不適当であると判断した場合
3. 利用希望者による申込書等の提出を当社が認めた日をもって、当社と利用希望者との間で本契約が成立する。

第3条(本サービス)

1. 当社は本サービスとして、契約者が提供するサービスの会員又は福利厚生の対象となる契約者の役員及び従業員等(以下総称して「会員等」という)のうち、当社所定の特設ページから本サービスにかかるエントリーを行った者(以下「対象ユーザー」という)に対して、当社が指定する飲食店(以下「対象店舗」という)にてネット予約時に利用できるクーポン(以下「本クーポン」という)を発行するサービスを契約者に対して提供する。
2. 本サービスの詳細(本サービスの仕様を含むが、これらに限られない)は、本約款別紙、申込書等及び営業資料等に記載のとおりとし、当社はこれを随時自由に見直すことができるものとする。但し、本約款第28条(本約款の変更)の定めに従って該当する変更を行う場合、本約款第28条(本約款の変更)に定める手続きに則るものとする。

第4条(本契約の有効期間)

本契約の契約期間は、第2条(本契約の締結及び成立)第3項に定める本契約の成立日から、契約者に対する本サービスの提供が完了する日までとする。

第5条(本サービスの利用料金)

契約者は、本サービスの利用の対価として、本約款別紙に定める利用料金(以下「利用料金」という)を当社に支払うものとする。

第6条(本クーポン発行及びターゲティングクーポン原資の負担)

本クーポンの発行主体は契約者とし、本サービスにより対象ユーザーに対して発行されるターゲティングクーポンの原資は契約者の負担とする。詳細は本約款別紙に定めるものとする。

第7条(本クーポンの告知等に関する契約者の義務)

1. 契約者は、対象ユーザーに対して、本サービスへの参加を案内するため、当社が別途提供する本サービスのエントリー用特設ページ(以下「特設ページ」という)への誘導又は告知(契約者が運営するウェブサイト、アプリ、メールマガジン等でのリンク掲載等を含む。)を自らの費用と責任において適切に行うものとする。本クーポンの利用条件等の詳細な仕様に関する対象ユーザーへの周知及び同意取得は、当該特設ページ上にて当社が行うものとする。
2. 契約者は、前項の周知及び告知にあたり、対象ユーザーの誤認を防ぐため、当社の事前の承諾なく、本クーポンの内容、利用条件又は対象店舗について、当社が提供する仕様(別紙に定める内容を含むがこれに限らない)と異なる表示又は説明を行ってはならない。
3. 本クーポンの利用条件及び仕様は当社が定めるものとし、契約者は、対象店舗に対して本クーポンの利用に関して直接の指示、個別の条件の追加、又は要求等を行ってはならない。

第8条(クーポンの利用実績の確定等)

1. 対象ユーザーによる本クーポンの利用実績(以下「利用実績」という)は、対象ユーザーが対象店舗を利用した事実に基づき、対象店舗が当社の管理システム上で行う実績確定処理をもって確定するものとする。
2. 当社は、前項により確定した利用実績を当社のシステムデータに基づき集計し、当社所定の方法により契約者に報告するものとする。
3. 契約者は、当社の集計データに明らかな誤りがある場合を除き、前項の報告内容を正当な利用実績として承認し、これに基づき第5条に定める本クーポンの利用原資及び各種手数料を当社に支払うものとする。
4. 契約者は、利用実績に関する詳細や対象ユーザーの個別の来店状況等について、直接対象店舗に対して問い合わせ、確認、又は調査等を行ってはならないものとする。

第9条(商標等の使用)

1. 当社及び契約者は、それぞれが保有する商標、標章、ロゴマーク等(以下「商標等」という)に関して、本サービスの提供又は利用に関連して商標等の使用を求める場合は、相手方の事前の承諾を得るものとする。なお、本サービスに関して当社が指定する「楽天」又は「Rakuten」を含む商標等の利用に関する権利は、楽天グループ株式会社に帰属し、契約者は当社の指示に従いこれを取り扱うものとする。
2. 前項により承諾を得て相手方の商標等の使用する場合、相手方から提示された商標等の使用にかかるガイドラインその他使用条件(以下「使用条件」という)を遵守するものとする。
3. 契約者は、第7条(本クーポンの告知等に関する契約者の義務)第1項に基づく対象ユーザーへの告知等にあたり、当社又は楽天グループ株式会社の商標等を使用するウェブサイト、アプリ、メールマガジン、印刷物等の制作物を作成する場合、事前に当該制作物の原稿又はデザイン案等を当社に提出し、当社の承諾を得なければならない。
4. 当社及び契約者は、相手方による商標等の使用が、本サービスの利用又は提供のために必要な範囲を超え、又は使用条件に違反するものであると合理的に認められる場合、当該商標等の使用を差し止めることができるほか、相手方に対し必要な対応を求めることができるものとする。
5. 当社及び契約者は、相手方の商標等の使用に関し第三者から問合せ、クレーム、権利主張等(以下「クレーム等」という)を受けた場合、遅滞なくその旨及びクレーム等の内容を相手方に通知し、通知を受けた当事者は速やかにこれに対応するものとする。但し、当該クレーム等が、第2項に定める使用条件に違反した商標等の使用に起因する場合、当該クレーム等を受けた当事者が相手方に通知の上、自己の費用と責任においてこれに対応するものとする。

第10条 (権利帰属)

当社が本サービス提供のため制作する、本サービスにおける契約者専用の特設ページ、配信メールの内容、その他対象ユーザーへの配布物(以下「LP等」という)について、LP等に掲載される文章、画像、動画、プログラムその他の文字、図形、色彩、音声若しくは映像又はこれらを組み合わせたもの、その他の本サービスの内容を構成する情報(デザイン、レイアウト若しくはその構成を含むがこれらに限られない)にかかる権利(特許権、商標権、著作権等の知的財産権その他一切の権利を含み、以下「知的財産権等」という)は、契約者の商標等及びその他の契約者が保有する知的財産権、第三者から使用許諾を受けている知的財産権等である場合を除き、当社に帰属する。

第11条 （契約者の義務及び禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為（以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為を含む）を行ってはならない。
 - (1) 当社、楽天グループ株式会社、対象店舗、対象ユーザーその他の第三者の権利、利益、名誉等を損ねる行為、又はその営業を妨害する行為
 - (2) 第3条第1項に定める対象ユーザーの要件を満たさない者に対して、本クーポンの取得を促す行為、又は本サービスの特設ページのURL等を不正に開示・漏洩する行為
 - (3) 対象ユーザーに対し、本クーポンを第三者に譲渡、転売又は換金させることを推奨又は助長する行為
 - (4) 本サービスに関して、虚偽又は対象ユーザーに誤認を招くおそれのある説明や表示を行う行為
 - (5) その他、本サービスの趣旨に照らし、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、特設ページからエントリーを行った者が対象ユーザーの要件を満たしているかを確認するため、契約者に対して当該会員ID等にかかる照合や必要な情報の提供等を求めることができ、契約者はこれに速やかに協力するものとする。
3. 契約者が前二項に違反したことに起因して、当社、対象店舗又は第三者に損害が発生した場合、契約者は自己の責任と負担においてこれを賠償するものとする。

第12条 （契約者の責任）

1. 本クーポンの発行対象となる対象ユーザーの選定、資格要件の有無、契約者による対象ユーザーへの案内・告知内容、又は契約者と対象ユーザーとの間の契約関係（会員サービスや福利厚生制度等の利用を含む）に起因して、対象ユーザーその他第三者から苦情、クレーム等が生じた場合、契約者は自己の責任と負担においてこれを解決するものとし、当社を免責するものとする。
2. 本サービスの利用に起因し又はこれに関連して、契約者の本約款等への違反により、当社又は対象店舗と対象ユーザーその他の第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、契約者の負担と責任において誠実に対応し、これを解決するものとする。当社が当該紛争に対応した場合、当社は契約者に対し当該紛争の解決のために要した費用全額（弁護士費用等を含むがこれらに限られない）及び損害の賠償を請求することができる。

第13条 （免責事項）

1. 当社は、本クーポンの対象店舗の数、特定の店舗が本クーポンの対象店舗に含まれること、及び対象店舗が本クーポンの受付を継続することについて、何ら保証するものではない。対象店舗の都合により、事前の予告なく本クーポンの受付が一時停止又は終了される場合があることを契約者は予め承し、当社はこれについて一切の責任を負わないものとする。
2. 当社は、対象店舗が提供する飲食サービスの内容、品質、安全性、適法性について一切の保証を行わず、対象ユーザーが対象店舗を利用した際に生じた損害、トラブル、及び対象ユーザーと対象店舗との間の紛争等について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
3. 当社は、本サービスの利用により、契約者が期待する成果（本クーポンの利用枚数、会員満足度の向上等を含むがこれらに限らない）が得られることを何ら保証するものではない。
4. 当社は、通信回線やコンピュータ等の障害によるシステムの中断、遅滞、中止、データの消失、データへの不正アクセスにより契約者又は対象ユーザーに生じた損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
5. 当社は、契約者からの事前の情報提供等に基づき特設ページからエントリーを行った対象ユーザーに対して本クーポンの利用権限を付与した後は、当該対象ユーザーが来店・利用時において契約者の提供するサービスの会員資格又は福利厚生の対象としての資格を喪失していた場合であっても、本クーポンの利用について何ら責任を負わず、契約者は当該クーポンの利用実績に基づく利用原資及び運用手数料の支払義務を免れないものとする。

第14条 （本サービス提供の延期・中止）

1. 契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は契約者に対し事前に通知の上、本サービスの全部若しくは一部を中止し、又は停止することができる。但し、事前に通知することができない場合又は緊急を要する場合は事前の通知を要しない。またこれにより契

約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負わないものとする。

- (1) 当社の設備、サーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合対応のために必要な場合
 - (2) 電気通信事業者等が、電気通信サービスの提供を中断した場合
 - (3) 地震、台風、津波その他天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、疾病、社会的混乱、法令・規則の成帝・改廃、公権力による命令その他政府による行為等当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
 - (4) 当社が提供している各種サービス（当社サイトにおいて提供されているサービスに限らない）の運用上又は技術上当社が必要と判断した場合
 - (5) 第三者のサービス又は施設を利用して本サービスを提供している場合で、当該第三者の設備、サーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
 - (6) 当社が別途定める本サービスの提供条件を満たさなかった場合
2. 本クーポンの仕様が、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令に違反する、又は違反するおそれがあると当社が判断した場合、当社は契約者と協議の上、事前に合意した本クーポンの仕様（値引金額や提供条件等を含む）を変更することができるものとする。
 3. 前項の協議にもかかわらず仕様の変更について契約者の合意が得られない場合、又は法令に適合する仕様への変更が客観的に困難であると当社が判断した場合、当社は本サービスの提供を中止し、契約者に対する何らの通知及び催告なしに本契約を直ちに解除することができるものとする。なお、本項に基づく契約解除により契約者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の賠償責任を負わないものとする。

第16条 （損害賠償）

1. 本約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因し又はこれに関連して、当社が契約者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実には発生した通常損害（予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない）の範囲に限られ、かつ、利用料金に相当する額を上限とする。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではない。
2. 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用される。

第17条 （秘密保持）

1. 当社及び契約者は、本契約の締結又は履行に関連して知り得た相手方の技術上・営業上の一切の情報（複製物を含み、以下「秘密情報」という）を、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約の履行の目的以外に使用してはならず、また、第三者に開示・漏洩してはならない。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれない。
 - (1) 知得する時点で既に公知となっているもの
 - (2) 知得する時点で既に自己が有しているもの
 - (3) 知得した後に、自己の責めに因らずに公知となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に入手したもの
 - (5) 秘密情報とは無関係に独自に開発したもの
3. 第1項の定めにかかわらず、行政機関、司法機関その他の公的機関、金融商品取引所等から、法令上・規則（金融商品取引所の定める規程・規則を含む）上の正当な権限に基づき強制力をもって秘密情報の開示を要請された場合、かかる要請を受けた当事者は、強制された範囲に限り秘密情報を開示することができる。但し、かかる開示をした当事者は、開示前又は開示後遅滞なく相手方に対しその旨を通知しなければならない。
4. 第1項の定めにかかわらず、当社及び契約者は、必要な範囲において、自己又はその子会社の役職員、弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーに対して、秘密情報を開示できるものとする。
5. 当社及び契約者は、秘密情報の漏洩、紛失等の事故が発生した場合その他本契約に違反した場合又は そのおそれがある場合は、直ちに、事実関係を相手方に報告しなければならない。

6. 前項の報告を受けた当事者は、自らの損害の拡大防止又はその回復のため、相手方に対し、本契約に違反する行為の差止め、秘密情報の回収その他の必要な措置を、相手方の負担において講じることができ、相手方はこれに応じなければならない。また、かかる報告を受けた当事者は、これら必要な措置を相手方の負担において自ら講じることができる。

第18条 （個人情報の取り扱い）

1. 当社は、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報保護法（個人情報保護法ガイドライン・指針その他関連する法令等を含みます。本条において以下同じ）及び当社サイト上において定める「プライバシーポリシー」に従って、適切に取り扱うものとする。
2. 当社は、契約者が、本約款に違反し、本サービスの提供を妨害した場合、本サービスの提供を確保するため必要と当社が認める範囲で契約者の通信の秘密に属する情報の一部を第三者に提供することができるものとする。
3. 契約者は、本サービスの利用により取得した個人情報（対象ユーザーの本クーポンの利用履歴、対象店舗の予約情報等を含むが、これに限られない）を個人情報保護法に従って、適切に取り扱うものとする。
4. 契約者は、本クーポンの付与対象者の特定等のために当社に提供対象ユーザーの情報について、個人情報保護法を遵守し適法かつ適切に取得したものであること、及び当社に対する提供に必要な対象ユーザーからの同意取得等の手続きを自己の責任において完了していることを保証するものとする。

第19条 （契約者による本契約の終了）

1. 本契約の有効期間中、契約者の都合による本契約の中途解約は原則としてできないものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、やむを得ない事由又は契約者の責に帰すべき事由により契約者が本契約を中途解約する場合、契約者は、別紙に定めるキャンセル料の支払義務（既に支払済みのシステム利用料等がある場合は、当該料金の返還請求権の放棄を含む）を免れないものとする。
3. 契約者は、中途解約の効力発生日までに生じた本クーポンの利用実績に基づく利用原資及び運用手数料その他当社に対する一切の債務を、当社の指定する期日までに直ちに支払うものとする。

第20条 （当社による本契約の終了）

1. 当社は、本契約期間中においても、契約者に対し、30 日前までに書面又は電子メールにより通知を行うことにより、本契約を終了させることができる。
2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対する何らの通知及び催告なしに、本契約を直ちに終了させることができるほか、この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務（本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない）の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、契約者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - (1) 契約者が本約款に違反した場合
 - (2) 契約者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は加盟後審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
 - (3) 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
 - (4) 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
 - (5) 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって契約者の所在が不明となった場合
 - (6) 契約者が仮差押え、仮処分、差押え若しくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
 - (7) 契約者が支払を停止し、又は電子交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (8) 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (9) 前3号のほか、契約者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
 - (10) 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡

又は解散の決議をした場合

- (11) 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
- (12) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
- (13) その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合

第21条 （本サービスの廃止）

1. 当社は、社会情勢、ユーザー動向の変化等に対応するため、本サービスの内容を変更又は廃止することができるものとする。この場合、相当期間をもって契約者に対し通知を行うものとする。但し、行政機関、司法機関その他の公的機関による命令、処分、要請等により直ちに本サービスを廃止する必要が生じたと当社が判断したときは、契約者に事前の通知を行うことなく直ちに廃止することができる。
2. 前項に基づき本サービスを変更又は廃止する場合、当該変更又は廃止により契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負わないものとする。

第22条 （不可抗力）

当社は、天災、地変、戦争、騒乱、伝染病、疫病、労働争議、火災、法令の制定若しくは改廃、政府又は地方公共団体による規制その他の行為、運送事業者又は電気若しくは通信事業者その他の第三者による履行遅滞、債務不履行その他の不可抗力により直接的又は間接的に引き起こされた、本契約に基づく債務の履行遅滞その他の債務不履行について、契約者にいかなる責任も負わないものとする。

第23条 （反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、現在、契約者が次の各号のいずれにも該当しないこと、また各号のいずれにも関係がないことを保証する。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前各号に準ずる者
2. 本契約締結後、契約者が前項各号のいずれかに該当することとなった場合、又は同各号のいずれかと関係が生じた場合は、契約者は直ちに当社に通知する。
3. 当社は、前項の通知を受けた場合には、契約者に対する何らの通知及び催告なしに本契約を直ちに終了させることができる。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務（本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない）の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、契約者に対する損害賠償の請求を妨げない。

第24条 （本契約終了後の措置及び残存条項）

1. 終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に本約款に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、そのすべての履行が終了するまでは、本約款が適用される。
2. 第10条（権利帰属）、第12条（契約者の責任）、第13条（免責事項）、第16条（損害賠償）、第17条（秘密保持）、第18条（個人情報の取り扱い）、本条、第26条（権利義務の承継等）及び第29条（準拠法、管轄裁判所）の各規定は、本契約終了後も有効に存続する。但し、第17条（秘密保持）の規定の存続は、本契約終了後3年間に限る。

第25条 （委託）

当社は、当社の責任において、本サービスの提供にかかる業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

第26条 （権利義務の承継等）

契約者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位又は本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に承継させ（合併、会社分割等の組織再編行為によるものであるかを問わない）又は担保に供してはならない。

第27条 （届出）

1. 契約者は、申込書等の記載事項に変更が生じる場合、事前に（やむを得ない場合は事後遅滞なく）、当社に対し当社所定の方法に従い、その旨を届け出る。
2. 当社からの契約者に対する通知が、前項の届出義務の懈怠により延着又は不到達となった場合は、当該通知は通常到達すべき時に契約者に到達したものとみなす。また、前項の届出義務の懈怠により、契約者が不利益を被った場合であっても、当社は一切その責任を負わない。

第28条 （本約款の変更）

1. 当社は、本約款に定める権利義務に影響を生じさせない形式的な変更については、契約者に通知することなく、変更することができる。
2. 契約者の一般の利益に適合する本約款の変更については、当社が申込書で指定する前項の定めにかかわらず、当社は、当社約款を掲載したウェブサイト（以下約款ページ）という状に改定後の当社約款を掲載し周知することで、当社約款を変更することができる。この場合、当社は変更の効力発生日である改定日（以下「改定日」という）を定め、改定日をもって改定後の本約款が適用される。
3. 本約款の目的に反せず変更の必要性がある場合は、当社は、本約款の改定日の 2 週間前（当社がこれより長い期間を定めた場合はかかる期間）前までに約款ページ上に改定後の本約款を掲載し周知したうえで、本約款を変更することができる。この場合、当該改定日をもって改定後の本約款を変更することができる。この場合、当該改定日をもって改定後の本約款が適用される。なお、本約款の変更例は、以下に掲げるとおりとするが、これらに限られない。

（変更例）

- ・新たなサービスの追加
- ・従前のサービスの陳腐化に伴う変更及び廃止
- ・違法又は不当行為を防止するための禁止項目を追加
- ・違法又は不当行為を防止するための権利の制限
- ・サービスの品質を維持するための料金の値上げ 等

第29条 （準拠法、管轄裁判所）

本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠する。契約者及び当社は、本契約に起因し又はこれに関連する一切の争訟について、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

以上

制定日：2026 年 9 月 1 日